

平成十五年十二月九日受領
答弁 第二一五号

内閣衆質一五八第二五号

平成十五年十二月九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員穀田恵二君提出日本道路公団の工事入札や人事などにからむ、政治家等の圧力・介入疑惑に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員穀田恵二君提出日本道路公団の工事入札や人事などにからむ、政治家等の圧力・介入疑惑に関する質問に対する答弁書

第一について

お尋ねの「メモ」については承知していない。このため、「メモ」に記載されている内容についての事実確認は、御質問に記述のある事項についてのみ行った。その結果は、以下のとおりである。

「二〇〇一年十二月十九日午前（国交省）企画課長 青木幹雄事務所で仏経山トンネルの件で怒られる。午後 道路局長が『（公団総裁とともに）説明に行きたい』と申し入れるが、返事なし。」との点については、詳細な日時は明らかではないが、国土交通省道路局企画課長が、御指摘の十三件の工事の発注延期の件で青木幹雄参議院議員（以下「青木議員」という。）の事務所を訪問したことは事実である。しかし、その際に青木議員から怒られたという事実はない。また、国土交通省道路局長が青木議員の事務所に「説明に行きたい」という申入れをした事実はない。

「二十日 午前九時二十五分 道路局長に青木事務所から電話。①俺のところを中国地方でなぜ選んだのか、②これを文書にして届けろ、③このことは総裁に言っている。」との点については、詳細な日時は

明らかではないが、青木議員から国土交通省道路局長に対し、御指摘の十三件の工事について、既に入札参加者に対する入札実施の通知がなされているにもかかわらず突然発注が延期となった経緯は何かとの問い合わせと、地元自治体の首長等が困惑しないようによく説明をしてほしい旨の依頼があつたことは事実である。

「二十五日 青木から道路局長→高速道路課長へ『発注を先送りした工事に関わる経緯』を詳しく文書で提出せよとの指示。」との点については、そのような事実はない。

第二について

飯島勲内閣総理大臣秘書官がお尋ねにある内容の電話をかけた事実はない。

第三について

お尋ねの土地をめぐる事実関係及び経過について、国土交通省において当時の担当者から聴取したところ、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第三条第一項の規定により指定された民間都市開発推進機構（以下「機構」という。）が同法附則第十四条第二項第一号の規定に基づき行う業務による当該土地の取得に関して、平成七年から平成八年にかけて千代田生命保険相互会社が

ら機構に事前の相談が行われ、その後機構から旧建設省都市局に対して同様の相談が行われていることが確認されているが、この事前の相談の過程で、お尋ねの「竹下元首相から働きかけがあった」という事実及び「藤井氏は、竹下氏の働きかけを拒否した」という事実については、確認されていない。